

新型コロナウイルス感染症 生活困窮者自立支援金のご案内

1 支給対象世帯

緊急小口資金等の特例貸付を利用できない世帯

- ・総合支援資金の再貸付を借り終わった世帯/ 8月までに借り終わる世帯
(再貸付期間中に辞退した結果として、8月までに終了となった場合を除く)
- ・総合支援資金の再貸付が不承認となった世帯
- ・総合支援資金の再貸付の相談をしたものの、申し込みに至らなかった世帯

上記の世帯に該当した上で、以下のすべてを満たしている場合

- 収入が、①+②の合計額を超えないこと ※住居確保給付金の要件と同じ
 - ①市町村民税の均等割が非課税となる収入額の1/12
 - ②生活保護の住宅扶助基準額
- 資産が、上記①の6倍以下(ただし100万円以下)
※住居確保給付金の要件と同じ
- 今後の生活の自立に向けて、下記のいずれかの活動を行うこと
 - ・公共職業安定所に求職の申し込みをし、誠実かつ熱心に求職活動を行うこと
 - ・就労による自立が困難であり、この給付終了後の生活の維持が困難と見込まれる場合には、生活保護の申請を行うこと

2 支給額・支給期間

月額を支給額 ※住居確保給付金との併給が可能です

単身世帯	6万円
2人世帯	8万円
3人以上世帯	10万円

支給期間：3か月間

▶支給手続きやお問い合わせ先は、裏面に掲載しています。必ずご確認ください。

3 支給のための手続き

お住まいの自治体への申請が必要です。

申請書類に加え、下記①～⑥の添付書類が必要になります。申請の窓口や方法については、自治体のホームページ等をご確認ください。

※支給期間中は、毎月、求職活動の内容がわかる書類をご提出いただきます。
また、求職活動の状況によっては、生活保護をご案内することがあります。

申請に必要な添付書類

① 本人確認、 世帯構成がわかる書類	住民票の写し
② 収入がわかる書類	給与明細等の写し
③ 資産がわかる書類	世帯員全員の通帳の写し
④ 求職活動関係書類	ハローワークカードの写しか、 生活保護申請中の場合は、保護申請書の写し
⑤ 振込先口座がわかる書類	支給口座の通帳の写し
⑥ 再貸付の終了、不承認、 過去の貸付の状況がわかる書類	借用書や不承認通知の写し、貸付金が振り込まれていた通帳の写し等。 詳しくは、特設ホームページに掲載している「申請の手引き」で解説しています。

申請者

(1) 申請書類の提出
窓口へ直接または郵送

(2) 指定口座へ振り込み

お住まいの
地域の
市役所
区役所等

お問い合わせ

厚生労働省コールセンター 0120-46-8030

【受付時間】 平日9:00～17:00

特設ホームページ

厚生労働省 新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金

申請手続きを動画で解説しています。
申請に必要な書類の詳しい情報もご確認ください。
URL : <https://corona-support.mhlw.go.jp/index.html>



**「新型コロナ生活困窮者自立支援金」を装った
“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください！**

ご自宅や職場などに都道府県・市区町村や厚生労働省（の職員）などをかたった不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署（または警察相談専用電話（#9110））にご連絡ください。